

日本年金機構設立に向けた準備状況について

I	本部及びブロック本部の設置・移転	1
II	文書の整理・移転	2
III	社会保険庁からの職員の採用	3
IV	民間からの職員の採用と研修	4
V	機構設立に向けた職員配置	5
VI	業務処理マニュアルの作成	6
VII	システムの変更	7
VIII	機構設立に向けた調達	8
IX	機構設立に向けた研修	9
X	機構設立に関する広報	10

I 本部及びブロック本部の設置・移転

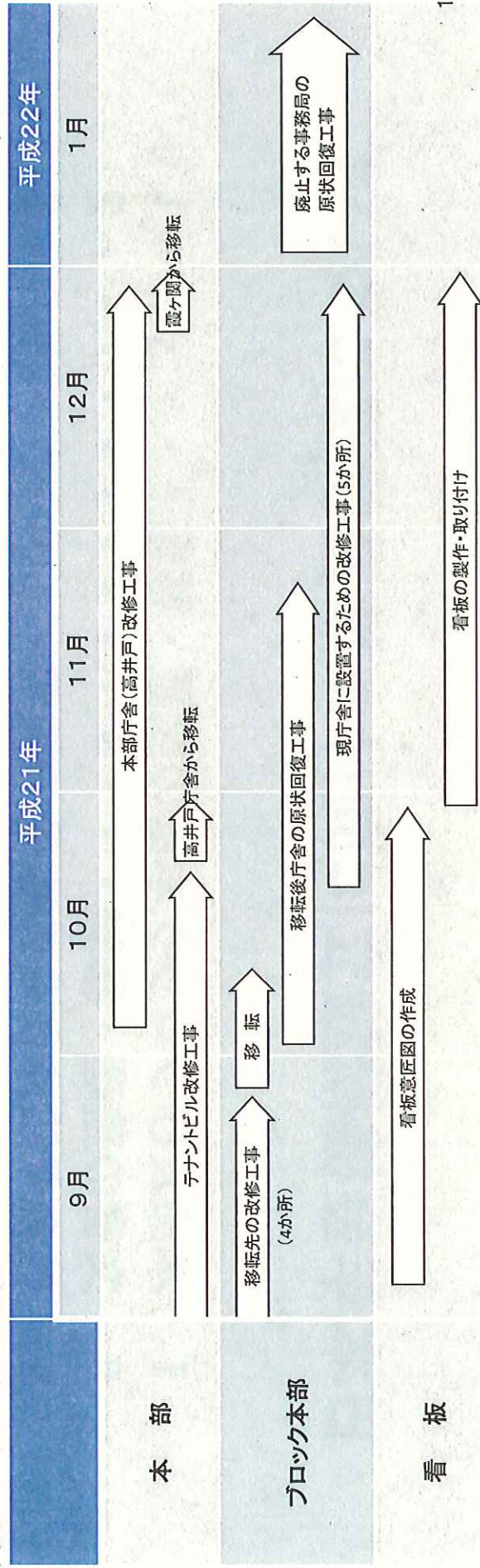
1. 内容及び方針

- (1) 本部は、現社会保険業務センター高井戸庁舎に設置(一部はテナントビルに設置)。
- (2) 47の社会保険事務局を廃止し、ブロック本部を全国9カ所に設置。
 ※ブロック本部の設置場所 ① 移転設置 : 北海道、愛知、広島、福岡
 ② 現社会保険事務局跡に設置 : 宮城、埼玉、東京、大阪、香川
- (3) 社会保険事務所を廃止し、年金事務所を設置。 ※物理的な移転なし

2. 進捗状況等

- 21年4月 本部庁舎(高井戸)レイアウトを策定
- 21年6月 本部の一部を設置するテナントビルを決定
各ブロック本部の設置場所及び設置(移転)スケジュールを決定
各ブロック本部の基本レイアウトを策定
- 21年7月 看板設置基準を策定
- 21年8月 看板基本デザインを決定

3. 今後のスケジュール(案)



Ⅱ 文書の整理・移転

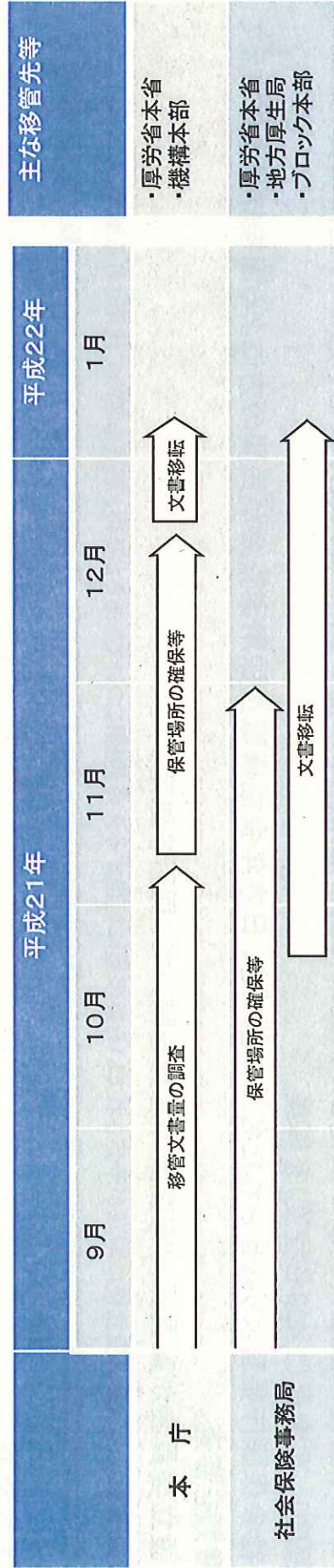
1. 内容及び方針

- (1) 社会保険庁が保有している行政文書等は、日本年金機構設立に伴い、その属性に応じて厚生労働省又は日本年金機構に移管する。特に、年金記録問題への対応は日本年金機構に引き継がれることになるため、関係する行政文書は機構に移管する。
- (2) 社会保険庁の資料は、別途指示があるまで保管することとしているので、移管先ごとの移管文書量の調査結果を踏まえ、必要な保管場所の確保等を行う。
- (3) 社会保険事務所の文書については、機構設立に伴う移転は行わない。

2. 進捗状況等

- 21年4月 移管文書量(概算)の総量を調査
- 21年7月 行政文書分類基準表及び移管先整理表を作成
- 21年7月～ 移管先ごとの移管文書量(概算)の調査及び保管場所の調査

3. 今後のスケジュール(案)



Ⅲ 社会保険庁からの職員の採用

1. 内容及び方針

- (1) 日本年金機構設立委員会が決定した労働条件及び採用基準に基づき、社会保険庁長官を通じて、正規職員(9,880名程度)、准職員(1,400名程度)を募集。
- (2) 社会保険庁長官より提出された名簿に基づき、日本年金機構職員採用審査会が民間の方による面接結果を踏まえて書類を審査。

(3) 設立委員会が職員採用審査会の意見を聴いて、採否を決定。

※准職員とは、機構設立後に削減が予定されている業務量に相当する人員規模について、あらかじめ、期限を定めて雇用される職員。

※日本年金機構職員採用審査会とは、設立委員会が機構の職員の採否を決定するに当たり、意見を聴く会議(学識経験者から設立委員が選任)をいう。

2. 進捗状況等

- 20年12月 設立委員会が機構の採用基準・労働条件を決定し募集開始
- 21年 2月 社会保険庁長官が設立委員会に職員候補者名簿を提出
- 21年 5月 設立委員会が職員採用審査会の意見を聴いて採用内定者(正規職員9,614名、准職員349名)、不採用者(28名)を決定(保留者182名)
准職員の追加募集を開始

21年 7月 社会保険庁長官から設立委員に准職員候補者(追加募集)名簿を提出

3. 今後のスケジュール(案)



IV 民間からの職員の採用と研修

1. 内容及び方針

- (1) 設立委員会が決定した労働条件及び採用基準に基づき当初正職員(1,000名程度)を募集。その後、准職員も募集。
- (2) 応募者から提出された書類及び面接結果等を踏まえて、職員採用審査会が審査。
- (3) 設立委員会が職員採用審査会の意見を聴いて採否を決定。

※このほか、有期雇用職員(特定業務契約職員及びアシスタント契約職員)約5,550名+αを採用予定。

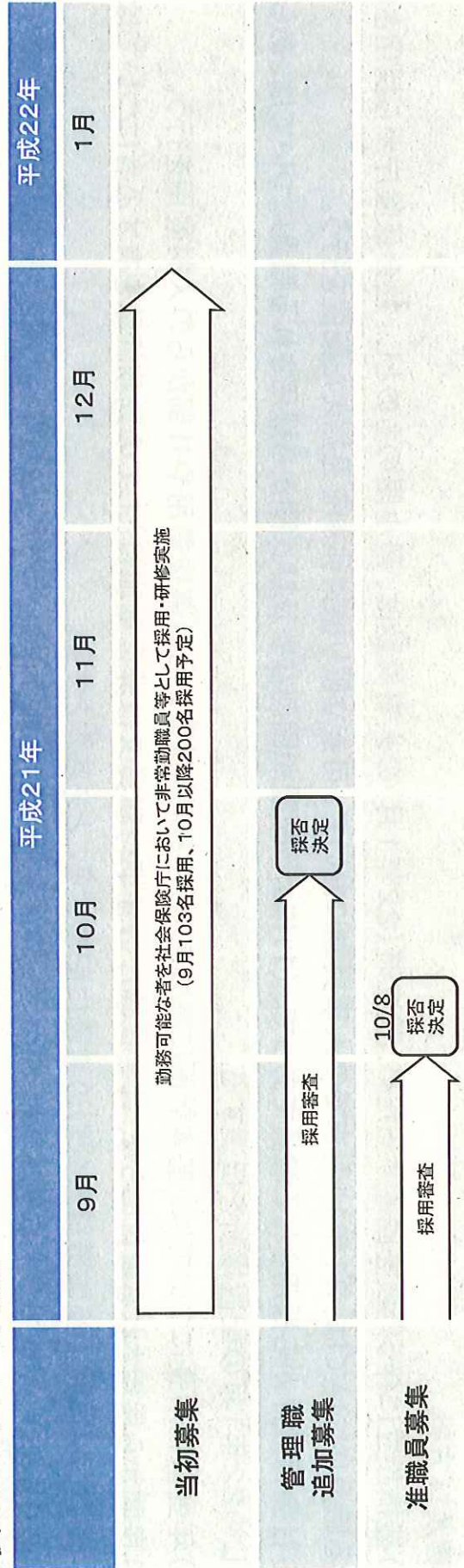
- (4) 民間からの正規職員採用内定者のうち、勤務可能な者については、社会保険庁の非常勤職員等として採用し、業務に従事。併せて研修を受講。

2. 進捗状況等

- 21年 3月 民間からの募集を開始
- 21年 7月 設立委員会が職員採用審査会の意見を聴いて採用内定者(正規職員1,078名)を決定
管理職の追加募集(50名程度)を開始

民間からの准職員の募集を開始

3. 今後のスケジュール(案)



V 機構設立に向けた職員配置

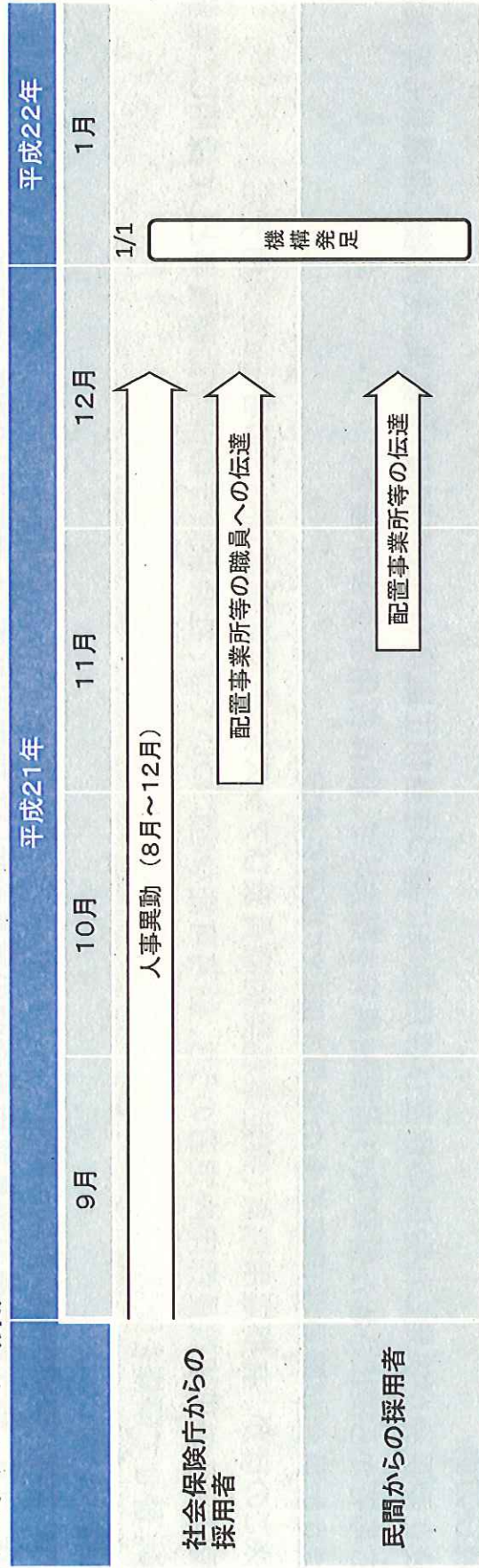
1. 内容及び方針

- (1) 機構設立に伴う混乱を回避するため、設立時(22年1月)の人事異動は、最小限のものとし、社会保険庁から採用される職員については、21年11月までの人事異動において、可能な限り機構体制を見据えた配置を行う。
- (2) 社会保険庁から採用される職員であって、(1)による配置が困難な者及び民間から採用される職員については、あらかじめ22年1月の配置場所を伝達する。
- (3) 年金事務所長については、基本計画に基づき、若手・中堅職員からの選抜登用や外部からの人材登用を行う。
- (4) 民間から採用される職員のうち、社会保険庁の任期付職員又は非常勤職員としての勤務経験を有する者については、機構においても、当該既経験分野の業務に配置することを基本とする。

2. 進捗状況等

21年8月～ 社会保険庁職員の人事異動を一部実施

3. 今後のスケジュール(案)



VI 業務処理マニュアルの作成

1. 内容及び方針

民間から採用される者を含め、機構の職員が全国統一の処理手順による業務を行えるようにするため、社会保険庁の業務処理マニュアルをベースに、

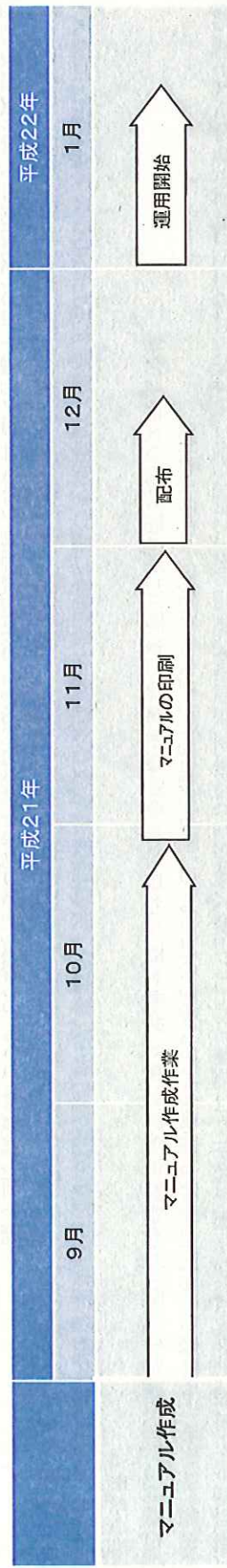
- ①権限の変更(社会保険庁長官→厚生労働大臣又は日本年金機構理事長)に伴うもの
 - ②組織の変更(地方社会保険事務局の廃止とブロック本部の設置)に伴うもの
 - ③歳入徴収官の一本化に伴う国(年金局又は地方厚生局)の決裁が必要なもの
 - ④事務処理集約化の標準化に伴うもの
- 等を中心に、変更・修正を行う。

※ 現行の社会保険庁業務処理マニュアルでは、業務処理の標準化を図るため、社会保険事務所等における、照会対応、窓口受付、各種届書に係る内容審査等(届書ごとに、いつ、誰が、何を、どこに、どのように提出するのか。また、事務フロー及び該当要件や審査上の留意点、処理手順、様式等を掲載)に係る事務処理要領を定めている。

2. 進捗状況等

- 21年5月 社会保険庁の業務処理マニュアルの改訂(直近版の作成・通知)
年金機構用マニュアルの作成方針決定(変更・修正事項等の確定)
- 21年6月 年金機構用マニュアルの作成開始

3. 今後のスケジュール(案)



Ⅶ システムの変更

1. 主な変更点

(1) 社会保険オンラインシステム

日本年金機構の設立に伴う社会保険オンラインシステムの主な変更点は以下のとおり。

- ① 歳入徴収官の一本化: 全国の社会保険事務所等に設置されていた歳入徴収官が、厚生労働省年金局の歳入徴収官に一本化されることに伴う所要のシステム改修
- ② 国の決裁: 機構が行う事務のうち国に権限が留保されているものについて、国が決裁を行うための所要のシステム改修
- ③ 帳票の見直し: 処分権者の変更(社会保険庁長官が厚生労働大臣又は日本年金機構理事長に変更)に伴う所要のシステム改修

(2) 間接業務システム

○ 人事・給与・会計等の内部管理業務を機構の運営方針・人事方針、労働関係法令及び企業会計原則等に基づき効率的に処理するためのシステムを新たに導入
 ※ 間接業務システムの主な特徴・人事情報(職員の基本情報、人事記録等)を電子化の上、一元管理し、給与等の支給額の計算、支払処理を円滑に行う。

- ・ 諸手当、旅費等について、職員自らによる申請入力処理から承認処理までのプロセスを電子化し、支給額の計算、支払処理を円滑に行う。
- ・ 財務諸表の作成、予算執行管理、資産管理、物品管理等について一元管理し的確に把握するとともに、諸資料を円滑に作成する。

2. 進捗状況等

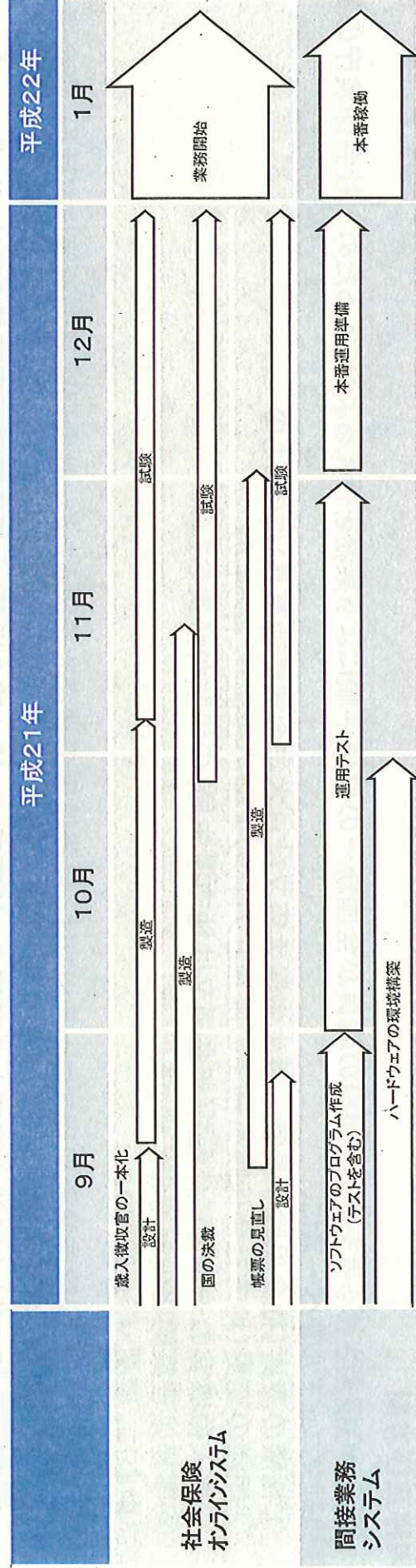
(1) 社会保険オンラインシステム

- ① 歳入徴収官の一本化 21年8月 システム設計着手
- ② 国の決裁 21年8月 プログラム作成着手
- ③ 帳票の見直し 21年7月 システム設計着手

(2) 間接業務システム

- 20年12月 システム開発着手
- 21年 6月 ハードウェアの搬入・設置、データエントリー(人事記録のバッチ委託)開始
- 7月 ハードウェアの環境構築着手
- 8月 プログラム作成

3. 今後のスケジュール(案)



VIII 機構設立に向けた調達

1. 内容及び方針

(1) 日本年金機構の設立に伴い新たに以下のようなものの導入が必要となるため、契約候補者の選定を実施。

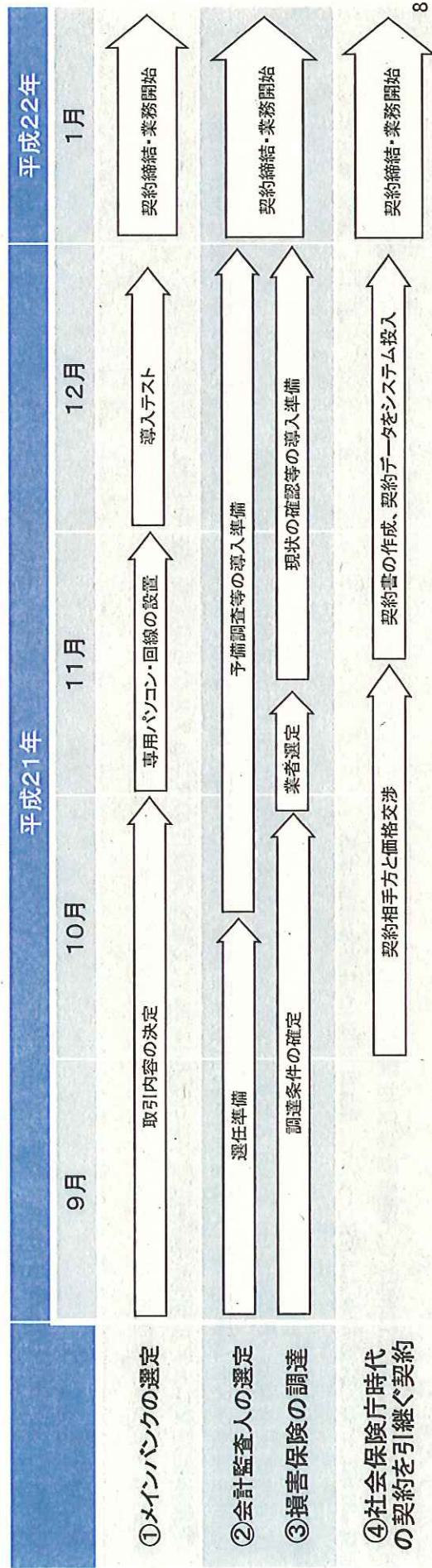
- ①メインバンクの選定……機構の経費支払いは、これまでの国の支払いシステムによる支払い管理から、機構独自の支払い管理に移行することとなる。
- ②会計監査人の選任……企業会計制度の導入に伴い、財務状態を適正に表示していることを担保するため会計監査人による財務諸表監査が必要となる。
- ③損害保険の調達……機構が保有する施設等は、これまでの国の責任によるリスク管理から離れ、機構が独自にリスク対応を行う必要があるため不慮の事故に備える必要がある。

(2) 機構設立後直ちに必要がある各種届書の入力業務などについては、社会保険庁時代の契約を実質的に引継ぐこととしており、そのための準備作業を実施。

2. 進捗状況等

- 21年7月 機構のメインバンクを選定
- 21年9月 会計監査人選任準備会議を開催

3. 今後のスケジュール(案)



Ⅹ 機構設立に向けた研修

1. 内容及び方針

(1) 日本年金機構の設立に向けて、組織管理又は業務に関する社会保険庁と大きく変わる部分であって、機構設立までに管理者又は担当職員が最低限理解・習得しておく必要があるものについて、10月以降に研修を実施する。

(2) 具体的な研修項目は、

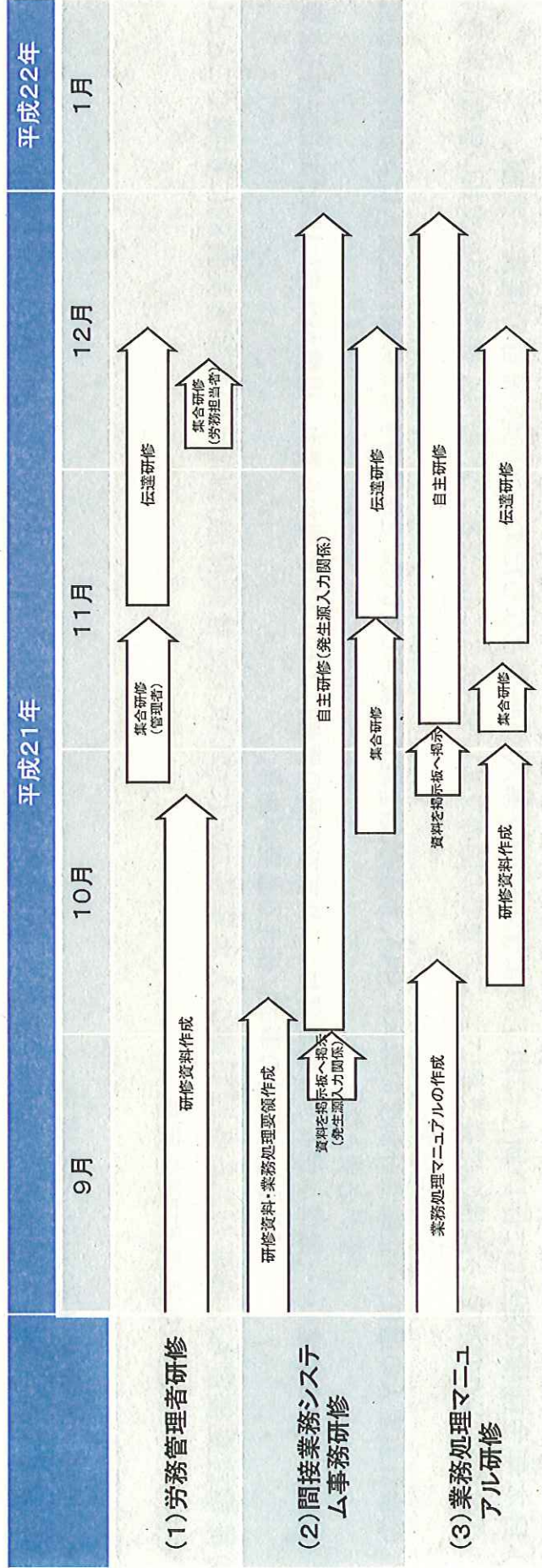
- ① 労務管理者研修(労基法をはじめとする労働関係法令及び勤怠管理等についての具体的な手法を研修)
- ② 間接業務システム事務研修(人事管理事務、労務管理事務、財務会計事務、庶務事務についての間接業務システムの運用・機器操作研修)
- ③ 業務処理マニュアル研修(業務処理マニュアルについて、社会保険庁のマニュアルからの変更点を中心とした研修)

(3) 研修は、できる限り実践的な内容とし、集合研修と伝達研修を組み合わせて実施する。

2. 進捗状況等

○ 21年7月～ 研修日程、カリキュラム等について調整

3. 今後のスケジュール(案)



X 機構設立に関する広報

1. 内容及び方針

日本年金機構における業務を円滑にスタートさせるために、厚生労働大臣の監督の下で新たに年金事業の運営を行う公法人としての日本年金機構を認知してもらうことに主眼を置いた広報を展開する。

2. 進捗状況等

年金受給者宛の通知書や被保険者宛の保険料納付書の封筒に、

- (1) 廃止される社会保険庁から年金業務を引き継いで、平成22年1月に日本年金機構が設立されること
- (2) 年金相談の窓口である社会保険事務所は、年金事務所に変換すること
- (3) 日本年金機構設立以降も引き続き社会保険庁の送付した納付書を使用できること

※これまでに記載し、又はチラシを封入している。

① 国民年金保険料納付書 →4月に第1号被保険者へ12ヶ月分綴りの納付書を送付(約900万件)。その後、被保険者となった方へ送付(毎月約100万件)。

② 年金振込通知書 →6月に全ての年金受給者に送付(約3,730万件)。その後7月から10月までに、新規裁定者や年金振込額に変更が生じた方へ送付(約2,300万件)。

③ 船員保険年金額改定通知書 →8月に賃金スライド対象者へ送付(約6千件)。

④ 裁定請求書の送付文書等(約500万件)。

3. 今後のスケジュール(案)

